

〔百丈清規〕下龜鏡文

桶杓作聲、用水無節、非所以報浴主水頭也、

〔譚話浮世風呂三編下〕おやしきから、去年あたりおいとまをいたゞいた歟、但しは不順でりやうぢにでも下つてゐる歟、二十四五のぼつとりもの略中おはしたのおはつはいはねどしるき部

屋がた風俗、おとなりのお娘御をさそひ合せて三人づれ留。桶をひかへて、べんくとの長湯下略

〔錢湯來歴〕湯屋萬年曆

享和の初頃迄は、客人により、銘々の印をつけし大きな桶を、湯屋へ預け有しが、其頃、兩國邊にて、湯屋の若もの桶を拵へ置、背中を流す人に遣はせる、是を廻し。をけ。と名づけて、後にをけ無盡はじまる、預り。桶は所により、残り有しが、今年間安政は大體なし、

浴斛雜載

〔宇治拾遺物語十五〕今はむかし、天智天皇の御子に大友皇子といふ人ありけり、略中清見はらの

天皇武天そのときは春宮にておはしましけるが、略中春宮これを御らんじて、さらでだにおそ

れおぼしけることなれば、さればこそとていそぎ下種の狩衣袴を著給て、藁沓をはきて宮の人にもまられず、たゞ一人山を越てきたざまにおはしけるほどに、略中美濃國へおはしぬ、この國

のすのまたのわたりに舟もなく立給ひたりけるに、女の大なるふねに布入てあらひけるに、

略中女申けるは見奉るやうたゞにはいませぬ人にこそ、さらばかくし奉らんといひて、湯舟を

うつぶしになして、その下にふせたてまつりて、上に布をおほくをきて、水くみかけてあらひる

たり、略中下

〔宇治拾遺物語三〕これも今はむかし、法輪院大僧正覺猷といふ人おはしけり、その甥に陸奥前司

國俊僧正のもとへ行てまいりてこそ候へといはせければ、たゞいま見參すべし、そなたにまば